

院内での携帯電話およびスマートフォンの使用に関する規定

総務省と厚労省、医療関係団体、携帯電話各社、有識者にて取りまとめた指針^{※1}に基づき院内での携帯電話およびスマートフォンの利用は、医療の高度化・効率化や患者の利便性・生活の質（QOL）の向上に大きな効果が見込まれるため、安全を確保しつつその推進を図ることが非常に重要であるため、当院においても携帯電話およびスマートフォンの院内使用について可能とすることを前提として以下のようにまとめる。

注意すべき主な事項

① 離隔距離の設定

離隔距離については、医用電気機器の電磁両立性に関する国際規格で用いられている推奨分離距離等を参考にして、影響が懸念される医用電気機器から1 m程度離すことを目安とする。総務省はスマートフォンとペースメーカーは22cm以上離しての使用を推奨しているため、隣り合う患者同士でのスマートフォンの使用は影響しないと考える。

② マナーの観点

共用空間での携帯電話端末による通話等は、他の患者の静養を妨げるおそれがあるため、通話に関しては推奨エリアを設けるほか、大きな声での会話を控えること。

③ 個人情報、医療情報の保護

携帯電話端末には録音、カメラ機能を備えるものが多いが、個人情報の保護、医療情報漏えいの防止の観点から、院内でのそれらの機能の使用は、原則として控えること。一部、業務上必要な場合やカメラ撮影に同意が得られた場合についてはこれを認めるものとする。

エリアによって、使用される医用電気機器の種類、携帯電話端末使用に対するニーズ、他者への配慮の必要性等の状況が大きく異なるため、当院はエリアごとに使用ルールを設定する。

エリアごとの使用ルール

※原則としてマナーモードを推奨

	携帯電話・スマホの閲覧と使用	通話	音を出しての動画閲覧やアプリ使用	職員による業務上必要な使用
待合スペース	○	×	×	○
廊下・ロビー	○	○	×	○
診察室	○	×	×	○
検査室	×	×	×	○
病室（大部屋）	○	×	×	○
病室（個室）	○	○	○	○